

平成 28 年 4 月 14 日制定

平成 28 年 11 月 6 日改定

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人福祉カフェテリアの役員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事の報酬)

第3条 理事長及び常務理事の報酬は、別表の月額報酬とする。

2 理事及び常務理事以外の常勤理事の報酬は、職務内容を勘案し、必要の都度理事会で定める。

3 理事長、副理事長及び常勤理事以外で雇用契約により職員として勤務する理事には、雇用契約に定める職務に対する給与を支給する。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人の運営上の指導または監査の業務に当たった時は、別表の報酬を支払うことができるものとする。

(理事会への出席)

第5条 役員が理事会に出席したときの報酬はなしとする。

附則

1 この規程は平成 28 年 4 月 1 日に遡って施行する。

別表 役員の報酬

理事長	月額 50,000 円
常務理事	月額 50,000 円
常勤理事(理事長、常務理事を除く)	必要の都度、理事会で定める
監事の報酬	指導又は監査 1 回当たり 2,000 円

特定非営利活動法人 福祉カフェテリア
給 与 規 程

特定非営利活動法人福祉カフェテリアは、定款に定める諸活動を、市民参加を基本にして行なうゆるやかな組織体である。その活動に参加し、就業する従業員の給与およびその支払いに関して下記のように定める。

1) 雇用形態区分と勤務時間及び給与

雇用形態区分	勤務時間	給与
常勤従業員	<p>1) 本部常勤従業員の年間勤務時間を 1,656 時間（月 138 時間）とする。</p> <p>2) リハビリサロンに従事する常勤従業員については年間勤務時間を 1,950 時間（月 162.5 時間）とする。</p>	<p>1) 基本給は、月給制とし、業務内容及び本人の有する業務経験並びに知識を勘案して個々に理事長が定める。</p> <p>2) 基本給は、1 年間勤務を増すごとに 500 円以上増額する。年度途中の場合は 1 年経過した後の最初の 4 月から適用する。</p> <p>3) 月間の勤務時間が本部 138 時間、リハビリサロン 162.5 時間を越えた場合は、基本給に基づく時間給単価の 125% に超過勤務時間数を乗じた超過勤務手当を支払う。</p> <p>4) 月間の勤務時間が本部 138 時間、リハビリサロン 162.5 時間に満たない場合は、欠務時間数に 970 円を乗じた額を減額する。</p> <p>5) 次の役職にある者には別表 1 に定める役職手当を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所の所長 ・訪問介護事業所のサービス提供責任者 ・通所介護事業所の所長 ・通所介護事業所の副所長 ・通所介護事業所の生活相談員 ・通所介護事業所のフロアリーダー及び運動サブリーダー ・居宅介護支援事業所の所長 <p>6) 次の資格を有する者には別表 2 に定める資格手当を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護業務に従事する介護福祉士 ・居宅介護支援業務に従事する介護支援専門員 <p>7) 自宅と事業所を結ぶ直線距離が 1.2km 以上の場合は別表 3 に定める通勤交通費を支給する。</p> <p>8) 活動に伴う交通費を別表 4 に基づき支給する</p>
非常勤従業員	<p>1) 本部従業員は、年間勤務時間が 1,656 時間（月 138 時間）未満とする。</p> <p>2) リハビリサロンでは、1,950 時間（月 162.5 時間）未満とする。</p>	<p>1) 時間給制とし、業務内容及び本人の有する業務経験並びに知識を勘案して個々に理事長が定める。時給額は、1 年間勤務を増すごとに 10 円以上増額する。年度途中の場合は 1 年経過した後の最初の 4 月から適用する。</p> <p>2) 次の資格を有する者には別表 2 に定める資格手当を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護業務に従事する介護福祉士 <p>3) 活動に伴う交通費を別表 4 に基づき支給する。</p>
活動登録従業員	<p>1) 勤務時間に特別の制約はなく、適宜事務局からの指示により下記の活動を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">訪問介護活動 外出支援活動 給食配達活動</p>	<p>1) 時間給制又は回数給制とし、その額は別に定める。</p> <p>2) 次の資格を有する者には別表 2 に定める資格手当を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護業務に従事する介護福祉士 <p>3) 活動に伴う交通費を別表 4 に基づき支給する。</p>

- 1) 給与は、当月の月間活動時間を月末に締め、翌月20日を支払日とする。支払いはゆうちょ銀行への振込みを原則とする。支給日がゆうちょ銀行の非営業日に当たる場合は翌営業日とする。
- 2) 賞与については、年度毎に法人の収支状況に応じて支払うことが出来るものとする。支払いの有無および支払いの時期、金額、方法については理事会で定める。

- 付則 本規程は平成15年4月1日より施行する。
- 改定 平成19年10月21日本規程を改定し、平成19年9月1日に遡り適用する。
- 改定 平成21年8月15日本規定を改定し、平成21年10月1日より適用する。
- 改定 平成22年8月22日本規定を改定し、平成22年4月1日に遡り適用する。
- 改定 平成26年8月24日本規定を改定し、平成26年8月1日に遡り適用する。
- 改定 平成27年4月24日本規定を改定し、平成27年4月1日に遡って適用する。
- 改定 平成29年4月30日本規定を改定し、平成29年4月1日に遡って適用する。
- 改定 平成30年4月29日本規定を改定し、平成30年4月1日に遡って適用する。

【基本給及び手当に関する説明】

- 基本給： 各従業員の業務内容及びその有する業務経験並びに知識を勘案して、理事長が個別に決定する。
- 役職手当： ポストの重要性と責任の重さを勘案して、予め定められた金額を支給する。
- 資格手当： 業務に求められる資格に対して予め定められた金額を支給する。
- 活動交通費： 業務遂行に必要な交通手段の提供の対価であり、予め定められた金額を支給する。
- 通勤交通費： 自宅と勤務先の直線距離が1.2km以上の場合に予め定められた金額を支給する。

(別表1) 役職手当

事業所	役職	金額 (円/月)	備考
訪問介護事業所	所長	40,000	(法令上の管理者) 裁量労働制とし、超過勤務手当は支給しない。
	サービス提供責任者	10,000	
通所介護事業所	事業所長	50,000	裁量労働制とし、超過勤務手当は支給しない。
	副所長	10,000	(法令上の管理者)
	生活相談員	10,000	
	フロアリーダー	5,000	
	運動サブリーダー	3,000	
居宅介護支援事業所	所長	10,000	(法令上の管理者)

(別表2) 資格手当

事業所	資格	金額 (円/月)	備考
訪問介護事業所	介護福祉士	1,000	訪問介護に従事する者に限る
居宅介護支援事業所	居宅介護支援専門員	1,000	居宅介護支援に従事する者に限る

(別表3) 通勤手当

職員	支給条件		金額
常勤職員	自宅—事業所間の直線距離が1.2km 以上の場合に支給する		5,000 円/月
非常勤職員	自宅—事業所間の直線距離が1.2km 以上の場合に支給する	自宅が市内	200 円/日
		自宅が市外	300 円/日

(別表4) 活動交通費手当

活動時の交通費として次を支給する。

職種	支給条件		金額
給食配達員	自らの車両で配達する場合		350 円/日
訪問介護員 (常勤) (サービス提供責任者を含む) 居宅介護支援専門員	活動に際し自らの車両を頻繁に使用する場合	乗用車で使用頻度が比較的多い場合	5,000 円/月
		乗用車で使用頻度が比較的少ない場合	3,000 円/月
		オートバイの場合	2,000 円/月
訪問介護員 (非常勤)	移動地点間の距離が1.2km 以上の場合		200 円/回
通所介護職員	役職手当に含む		

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人福祉カフェテリア	事業年度	平成30年4月1日～平成31年3月31日
-----	-------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	164,000 円
賛助会員受取会費	138,000 円
受取寄付金	1,309,414 円
受取補助金	595,938 円
給食サービス事業収益	22,566,323 円
外出支援事業収益	3,054,500 円
訪問介護事業収益	41,587,883 円
居宅介護支援事業収益	6,915,432 円
デイサービス事業収益	107,580,710 円
受取利息	82 円
	円
	円
	円
	円
合 計	183,912,282 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金額
	11,884,645 円
	5,777,540 円
	円
	円
	円
合 計	17,662,185 円

(3) その他

なし

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
高齢者向け宅配給食	690～1,029円	1食当り
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
送迎サービス	概ね 940円	1回当りの平均値（距離に依存）
階段昇降支援サービス	2,000円	片道1回当り（往復 3,000円）
訪問介護	円	介護保険制度の定めによる
通所介護	円	介護保険制度の定めによる
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
121人	113,772,340円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
該当なし				円
..				円
..				円
..				円
..				円
..				円
..				円
..				円
..				円
..				円
合計				円

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。）〔⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日〕

実 施 日	使 途	金 額
該当なし		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人福祉カフェテリア	チェック欄
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>		✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	平成30年4月1日～平成31年3月31日	10人	0人	0%	2人	20.0%
㉒	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉓	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉔	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉖	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉔」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉔」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人福祉カフェテリア	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		10人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	職階	
浅井 真弓		理事		○							H30.6.10 就任
石山 幸子		理事		○							H30.6.10 就任
大塚喜久子		理事		○							H12.1.26 就任
金子 凱彦		理事		○							H20.5.25 就任
林幹高		理事		○							H12.1.26 就任
深津順子		理事		○							H22.2.25 就任
村上 智樹		理事		○							H30.6.10 就任
谷島純子		理事		○							H17.5.22 就任
湯口裕		理事		○							H12.1.26 就任
溝口常之		監事		○							H25.5.26 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人福祉カフェテリア		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	JDL使用 ルーズリーフ	年度末	10年
現金出納帳	JDL使用 ルーズリーフ	都度	7年
預金出納帳	JDL使用 ルーズリーフ	都度	7年
仕訳日記帳	JDL使用 ルーズリーフ	都度	7年
固定資産台帳	JDL使用 ルーズリーフ	年度末	7年
給与台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	毎月	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人福祉カフェテリア	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		<input checked="" type="checkbox"/>

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人福祉カフェテリア	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p>		<input checked="" type="checkbox"/>				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p>		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">同</td> <td style="width:50%; text-align: center;">意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> する </td> <td style="text-align: center;"> <input type="radio"/> しない </td> </tr> </table>	同	意	<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
同	意					
<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない					
イ	<p>① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人福祉カフェテリア
-----	-------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄					
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
	✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄					
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成	年	月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人福祉カフェテリア	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/>
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/>
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/>
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/>